

主権者意識の向上によって犬山市の未来を創る条例

(目的)

第1条 この条例は、政治のあり方を決める主権者である市民が、国や地域の問題を自分事として捉え、自ら考え、判断し、主体的に行動できるよう、主権者としての意識を高め、選挙を通じて民主主義がより健全に機能する地域社会を創ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「主権者教育」とは、議会、行政、選挙管理委員会、教育機関が連携、協力し、身近な問題から社会問題までを題材に、市民の年代に応じた必要な知識を習得させることで、主権者意識を高めることをいいます。

(市民の役割)

第3条 市民は、主権者であることを自覚し、国や地域が直面する様々な社会問題について積極的に情報収集を行うことで、選挙の候補者が掲げる政策について理解を深め、政治参加への重要な手段である投票の機会を積極的に活用するよう努めます。

(議会、行政の役割)

第4条 議会、行政は、市民生活に影響する社会問題について、市民にわかりやすく情報提供を行うとともに、市民が政治や選挙に関心を深めるための取組みを推進することで、市民の政治参加を促します。

(犬山市選挙管理委員会の役割)

第5条 犬山市選挙管理委員会（以下「委員会」といいます。）は、選挙の公正かつ適切な執行、啓発、周知を行うとともに、主権者教育を通じて、市民が民主主義の原点である選挙に対して積極的に権利を行使できるよう努めます。

2 委員会は、時代の変化や技術革新を見据えた選挙のあり方について研究を行い、必要に応じて関係機関に対し、改善の提言を行います。

3 委員会は、この条例の規定について定期的に検証を行い、必要に応じて議会と市長に対し、見直しの必要性について提言を行います。

(委員会の愛称)

第6条 主権者意識の向上を進めるに当たり、委員会の愛称を「ゆめ選（犬山市ゆめ選挙創造委員会）」とし、委員会がこの条例の趣旨を踏まえた取組みを実施する際に使用できるものとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。